

税務課

☎ 滞納整理係 (112)

12月は国民健康保険税の滞納整理強化月間です

国民健康保険税は、健康保険制度を支える貴重な財源です。納期内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

滞納すると	納付が困難な場合は早めにご相談ください
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税を滞納すると、預貯金・財産の差押などの滞納処分をおこなう場合があります。 特別な理由により分割納付されると、通常の健康保険証より有効期間の短い短期被保険者証の発行となる場合があります。 	<p>災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国民健康保険税を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。</p>

※ 月間中は、事前にご連絡いただければ夜間窓口の対応も可能です。
(職員配置のため、希望する場合は**前日までに**電話にてご相談ください。)

【お問い合わせ・相談先】

税務課 滞納整理係

☎476-1111 (内線112)

保健福祉課 国民健康保険係

☎476-1111 (内線131・132・133)



税務課

☎ 滞納整理係 (112)

鹿児島県と町税の滞納整理を実施します

本町の個人住民税等の滞納整理を強化するため、鹿児島県税務職員を大崎町の税務職員に短期併任する協定を締結しました。今後、県と一緒に滞納整理をおこなうことにより、さらに専門的な徴収の手法を採ることが可能となり、今後の徴収率向上が期待されます。

■ 併任業務の内容

- 個人住民税等の滞納処分に関する事務
 - 大崎町の職員に対する滞納整理の技術的な助言に関する事務
- 令和5年度財産等の差押え状況(確報)

差押財産区分	件数	差押取立金額
預貯金等	7件	591千円
給与	9件	1,341千円
動産 (バイク等)	10件	981千円 (公売で換価)
その他	12件	580千円
合計	38件	3,493千円

※数値は町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を合わせたものです。

■ 滞納処分の流れ

① 納税通知発送

納税通知書と納付書(口座振替の場合は納税通知書のみ)を発送します。

▼ 【納期限までに納付しなかった場合】

② 督促

納期限後20日以内に「督促状」を発送します。

▼ 【それでも納付・相談ない場合】

③ 財産調査

勤務先・金融機関・取引先などへ調査をおこないます。また、自宅等へ強制的に搜索をおこないます。

④ 差押え

財産(預貯金・生命保険・不動産・給与・売掛金・動産など)を差押えします。

⑤ 換価・配当

差押えした財産を公売などで換価し、税金に充てます。